

# 寄附金等を主な収入源とするNPO法人の 皆様へ(持続化給付金)

- ◆ 今般、持続化給付金の申請時の「売上」の算定に際し、  
寄附金等を主な収入源とするNPO法人は、  
寄附金等を含めて算定できるようになります。
- ◆ 該当法人は、新設する事前確認事務センター(仮称)に  
事前確認を受けた後、持続化給付金事務局に申請をしていただきます。

## 事前確認の対象となるNPO法人

- ◆ 事前確認の対象となるNPO法人は、以下の要件を全て満たすNPO法人です。
    - (1)前事業年度の寄附金等(受取寄附金、会費収入、受取助成金・補助金の合計)が経常収益の5割以上である法人
    - (2)2020年1月以降の任意の月(対象月)で寄附金等と事業収益の合計額が前年同月比で5割以上減少した法人
    - (3)対象月で事業費支出が前年比で減少するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動に影響を受けた法人
    - (4)特定非営利活動に係る事業につき、前年度の活動実績がある法人
- (注)2020年1月から3月に認証された法人は、認証後の活動実績等

※詳細については、決まり次第、内閣府NPOホームページ等でご連絡します。

Q 1 申請はいつから始まりますか。

A 1 9月中を目途に、オンラインで事前確認の受付を開始できるよう準備中です。事前確認の受付開始の前に、電話相談窓口を事前確認事務センター（仮称）に開設する予定です。順次、内閣府NPOホームページ等でお知らせします。

Q 2 自分の団体が事前確認対象かどうか、分かりません。

A 2 寄附金等を主な収入源とするNPO法人の場合、対象となる可能性があります。具体的には、前頁の4つの要件を全て満たす場合、事前確認の対象となりますが、詳細は順次お知らせします。

Q 3 事前確認対象のNPO法人の給付額は、現行のNPO法人特例と異なりますか。

A 3 給付額算定期、収入に計上する範囲が異なります（上限は200万円で同じ）。  
—現行NPO法人特例：事業収益、会費  
—事前確認対象NPO法人：受取寄附金、助成金等、事業収益、会費

Q 4 寄附金等の割合が5割以上のNPO法人は、必ず、寄附金等を加算して申請する必要がありますか。

A 4 事前確認の要件に合致するNPO法人であっても、現行のNPO法人特例による申請は引き続き可能です。各法人が、いずれの方法によるか自ら選択する必要があります。

Q 5 事前確認時には、どのような書類を提出する必要がありますか。

A 5 前事業年度の活動計算書や事業報告書、対象月と前年同月の受取寄附金等の額や事業収益、事業費支出が分かる書類等を想定しています。具体的な書類は、内閣府NPOホームページ等で順次お知らせします。

Q 6 事業費支出の要件については、減少の場合のみに限定されますか。

A 6 この要件は、事業活動が新型コロナウイルス感染症拡大によって影響を受けたことを事業費支出からみるもので、事業費支出が前年同月比で増加又は横ばいの場合には、事業の性質上、事業費支出を増加させる必要がある等の特別の事情について、複数の選択肢から自らに該当する記述を選択いただくことを予定しています。

Q 7 現行のNPO法人特例は、何か変わりますか。

A 7 現行のNPO法人特例での申請は、何ら影響を受けることはありません。引き続き、すべてのNPO法人が、現行のNPO法人特例に則して「事業収益と会費の合計額」で申請可能です。